



保医発 0630 第 2 号  
令和 4 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公印省略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公印省略 )

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 227 号）が公布され、令和 4 年 7 月 1 日から適用されることに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 7 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

別添 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

**別添**

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」  
(令和4年3月4日保医発0304 第10号) の一部改正について

- 1 別紙1を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき) )

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯	81点
ロ 小臼歯・前歯	50点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

(2) その他の場合

イ 大臼歯	33点
ロ 小臼歯・前歯	21点

(ファイバーポスト)

1本につき	61点
-------	-----

M005 装着

1 歯冠修復物 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	17点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III

2 仮着 (1歯につき)

3 口腔内装置等の装着の場合 (1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	17点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III又は歯科充填用即時硬化レジン	4点
----------------------------------	----

M009 充填（1窓洞につき）

1 齒科充填用材料 I		
(1) 複合レジン系		
イ 単純なもの	11 点	
ロ 複雑なもの	29 点	
(2) ガラスアイオノマー系		
イ 標準型		
a 単純なもの	8 点	
b 複雑なもの	22 点	
ロ 自動練和型		
a 単純なもの	9 点	
b 複雑なもの	23 点	
2 齒科充填用材料 II		
(1) 複合レジン系		
イ 単純なもの	4 点	
ロ 複雑なもの	11 点	
(2) ガラスアイオノマー系		
イ 標準型		
a 単純なもの	3 点	
b 複雑なもの	8 点	
ロ 自動練和型		
a 単純なもの	6 点	
b 複雑なもの	17 点	

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金		
(1) インレー		
複雑なもの	1,052 点	
(2) 4分の3冠	1,315 点	
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの	447 点	
b 複雑なもの	826 点	
ロ 5分の4冠	1,039 点	
ハ 全部金属冠	1,308 点	
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの	304 点	
b 複雑なもの	604 点	
ロ 4分の3冠	747 点	
ハ 5分の4冠	747 点	
ニ 全部金属冠	936 点	
3 銀合金		
(1) 大臼歯		
イ インレー		

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5 分の 4 冠	52 点
ハ	全部金属冠	64 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4 分の 3 冠 (乳歯を除く。)	36 点
ハ	5 分の 4 冠 (乳歯を除く。)	36 点
ニ	全部金属冠	47 点
M010-2	チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M010-3	接着冠 (1 歯につき)	
1	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1)	前歯	747 点
(2)	小臼歯	747 点
(3)	大臼歯	1,039 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小臼歯	36 点
(3)	大臼歯	52 点
M010-4	根面被覆 (1 歯につき)	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ	大臼歯	447 点
ロ	小臼歯・前歯	304 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	23 点
ロ	小臼歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1	金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,166 点
2	銀合金を用いた場合	103 点
M011-2	レジン前装チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M015	非金属歯冠修復 (1 歯につき)	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料(IV) 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(I) 188点

(2) CAD/CAM冠用材料(II) 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料(III) 350点

注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(I) 188点

(2) CAD/CAM冠用材料(II) 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料(III) 350点

注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,505点

ロ 小臼歯 1,134点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 905点

ロ 小臼歯 1,134点

ハ 大臼歯 1,505点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65点

ロ 小臼歯 65点

ハ 大臼歯 65点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯（1顎につき）	10点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020	鋳造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,363点
	ロ 犬歯・小白歯	1,109点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	1,109点
	ロ 犬歯・小白歯	852点
	ハ 前歯（切歯）	656点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,204点
	ロ 犬歯・小白歯	941点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	826点
	ロ 犬歯・小白歯	718点
	ハ 前歯（切歯）	666点
3	鋳造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	7点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	652点
(2)	二腕鉤（レストつき）	504点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	333点
(2)	犬歯・小白歯	359点
(3)	大臼歯	413点
2	鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	38点
(2)	犬歯・小白歯	38点
(3)	大臼歯	38点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777点
2	キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1歯につき）)	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	826 点
ロ 小臼歯・前歯	604 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	40 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー（1個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,930 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顆につき）

1 シリコーン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

(令和4年3月4日保医発0304第10号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 81点 ロ 小臼歯・前歯 50点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,052点 (2) 4分の3冠 1,315点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの 447点 b 複雑なもの 826点	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 77点 ロ 小臼歯・前歯 48点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 964点 (2) 4分の3冠 1,205点 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの 410点 b 複雑なもの 759点

口 5分の4冠	<u>1,039</u> 点	口 5分の4冠	955 点
ハ 全部金属冠	<u>1,308</u> 点	ハ 全部金属冠	1,201 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>304</u> 点	a 単純なもの	279 点
b 複雑なもの	<u>604</u> 点	b 複雑なもの	555 点
口 4分の3冠	<u>747</u> 点	口 4分の3冠	686 点
ハ 5分の4冠	<u>747</u> 点	ハ 5分の4冠	686 点
ニ 全部金属冠	<u>936</u> 点	ニ 全部金属冠	860 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>23</u> 点	a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	<u>40</u> 点	b 複雑なもの	38 点
口 5分の4冠	<u>52</u> 点	口 5分の4冠	50 点
ハ 全部金属冠	<u>64</u> 点	ハ 全部金属冠	61 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>14</u> 点	a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	<u>30</u> 点	b 複雑なもの	29 点
口 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>36</u> 点	口 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>36</u> 点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点
ニ 全部金属冠	<u>47</u> 点	ニ 全部金属冠	45 点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 前歯	<u>747</u> 点	(1) 前歯	686 点
(2) 小臼歯	<u>747</u> 点	(2) 小臼歯	686 点

(3) 大臼歯	<u>1,039</u> 点	(3) 大臼歯	955 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>36</u> 点	(1) 前歯	35 点
(2) 小臼歯	<u>36</u> 点	(2) 小臼歯	35 点
(3) 大臼歯	<u>52</u> 点	(3) 大臼歯	50 点
M010-4 根面被覆（1歯につき）		M010-4 根面被覆（1歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ 大臼歯	<u>447</u> 点	イ 大臼歯	410 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>304</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	279 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>23</u> 点	イ 大臼歯	22 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	<u>1,166</u> 点	1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,071 点
2 銀合金を用いた場合	<u>103</u> 点	2 銀合金を用いた場合	99 点
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1歯につき）		M017 ポンティック（1歯につき）	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,505</u> 点	イ 大臼歯	1,383 点
ロ 小臼歯	<u>1,134</u> 点	ロ 小臼歯	1,042 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>51</u> 点	大臼歯・小臼歯	49 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>905</u> 点	イ 前歯	831 点
ロ 小臼歯	<u>1,134</u> 点	ロ 小臼歯	1,042 点
ハ 大臼歯	<u>1,505</u> 点	ハ 大臼歯	1,383 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>65 点</u>	イ 前歯	63 点
ロ 小臼歯	<u>65 点</u>	ロ 小臼歯	63 点
ハ 大臼歯	<u>65 点</u>	ハ 大臼歯	63 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鋳造鉤 (1個につき)		M020 鋳造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,363 点</u>	イ 大・小臼歯	1,249 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,109 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	1,016 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,109 点</u>	イ 大臼歯	1,016 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>852 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	780 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>656 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	601 点
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,204 点</u>	イ 大・小臼歯	1,106 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>941 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	865 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>826 点</u>	イ 大臼歯	759 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>718 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	660 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>666 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	612 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>652 点</u>	(1) 双子鉤	599 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>504 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	463 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	

1 錫造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 錫造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	333 点	(1) 前歯	306 点
(2) 犬歯・小臼歯	359 点	(2) 犬歯・小臼歯	330 点
(3) 大臼歯	413 点	(3) 大臼歯	380 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）		M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料（1歯につき）)		(根面板の保険医療材料料（1歯につき）)	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	826 点	イ 大臼歯	759 点
ロ 小臼歯・前歯	604 点	ロ 小臼歯・前歯	555 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	40 点	イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点	ロ 小臼歯・前歯	29 点
(キーパー)		(キーパー)	
1個につき	233 点	1個につき	233 点
M023 バー（1個につき）		M023 バー（1個につき）	
1 錫造バー		1 錫造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,930 点	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,773 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	